

くらしのミニ情報

長野県消費生活基本計画・ 長野県消費者教育推進計画を策定しました。

消費者、特に高齢者を狙った悪質な商法が後を絶たない中、被害を未然に防止するための環境整備や被害に遭った場合の迅速な相談・救済の実施、また、消費者自身が被害に遭わないよう「自立した消費者」になることが求められています。

県では、県民の皆さんや関係機関、団体と協働して消費者施策を推進していくため、消費生活基本計画・消費者教育推進計画を策定しました。

計画の内容などの詳細は長野県消費生活情報のホームページをご覧ください。

<http://www.nagano-shohi.net/torikumi/sakutei.html>



長野県消費者被害防止啓発キャラクター
もシカっち

ご案内

多重債務者 無料相談会

県内4ヶ所の県消費生活センター(1面参照)において、弁護士・司法書士による多重債務者のための無料相談会を開催します。

日時: 平成26年9月10日(水) 10:00 ~ 17:00

※相談は予約制です。事前にお近くの消費生活センター(1面参照)に電話で予約をお願いします。

予約受付期間: 平成26年8月26日(火)から平成26年9月9日(火)までの土・日曜日を除く8:30~17:00の間に受け付けています。

なお、県消費生活センターではこの日時の他にも多重債務の相談を受け付けています。

高齢者被害 特別相談

60歳以上の方からの消費生活相談が増加傾向にあることから、県内4ヶ所の県消費生活センター(1面参照)において「高齢者被害特別相談」を実施します。

日時: 平成26年9月16日(火)、17日(水) 8:30 ~ 17:00

※県消費生活センターでは、この日時の他にも高齢者の方からの相談を受け付けています。

編集・発行 長野県県民文化部 消費生活室 しあわせ信州創造プラン(長野県総合5か年計画)推進中
〒380-0936 長野市大字中御所字岡田98-1 TEL026-223-6770 FAX026-223-6771
E-mail shohi@pref.nagano.lg.jp

「くらしまる得情報」は長野県金融広報委員会(事務局:日本銀行長野事務所内)の協力を得て作成しています。

くらしまる得情報はインターネットでもご覧いただけます。
<http://www.nagano-shohi.net/>



回覧 ながのけん

くらしまる得情報 MARUTOKU

信州の山 新世紀元年~7月の第4日曜日は「信州山の日」~



平成26年9月発行

9
SEPTEMBER 2014

- 特殊詐欺非常事態宣言発令中!! 1
- 高齢者が狙われています! 2、3
- くらしのミニ情報 他 4

特殊詐欺 非常事態宣言 発令中!!

県内で、いわゆる特殊詐欺による被害が多発しています。平成26年は、過去最悪の被害を記録した平成25年を上回るペースで推移しており、より一層の注意が必要です。不審な電話に出ない、受けない、これが一番です。自宅の電話を留守番電話やナンバーディスプレイ等に設定し、未然防止の対策をしましょう。不審な電話がかかってきた場合は、慌てず、まずは市町村の消費生活相談窓口や、お近くの消費生活センターへご相談ください。

〈電話でこの言葉を言われたら詐欺を疑ってください!〉

- トラブル解決のため、至急、現金が必要
- 必ずもうかる
- 口ト6の当選番号を教える
- 名義を貸してほしい
- レターパックや宅配便で現金を送れ



『困った』『どうしよう』など消費者トラブルでお困りのときは、

消費生活センターにご相談ください!

長野消費生活センター ☎026-223-6777 FAX:026-223-6771
(長野市大字中御所字岡田98-1 県長野保健福祉事務所庁舎1階)

松本消費生活センター ☎0263-40-3660 FAX:0263-40-3701
(松本市大字島立1020 県松本合同庁舎4階)

飯田消費生活センター ☎0265-24-8058 FAX:0265-21-1703
(飯田市追手町2-641-47 飯田市美術博物館隣)

上田消費生活センター ☎0268-27-8517 FAX:0268-25-0998
(上田市材木町1-2-6 県上田合同庁舎6階)

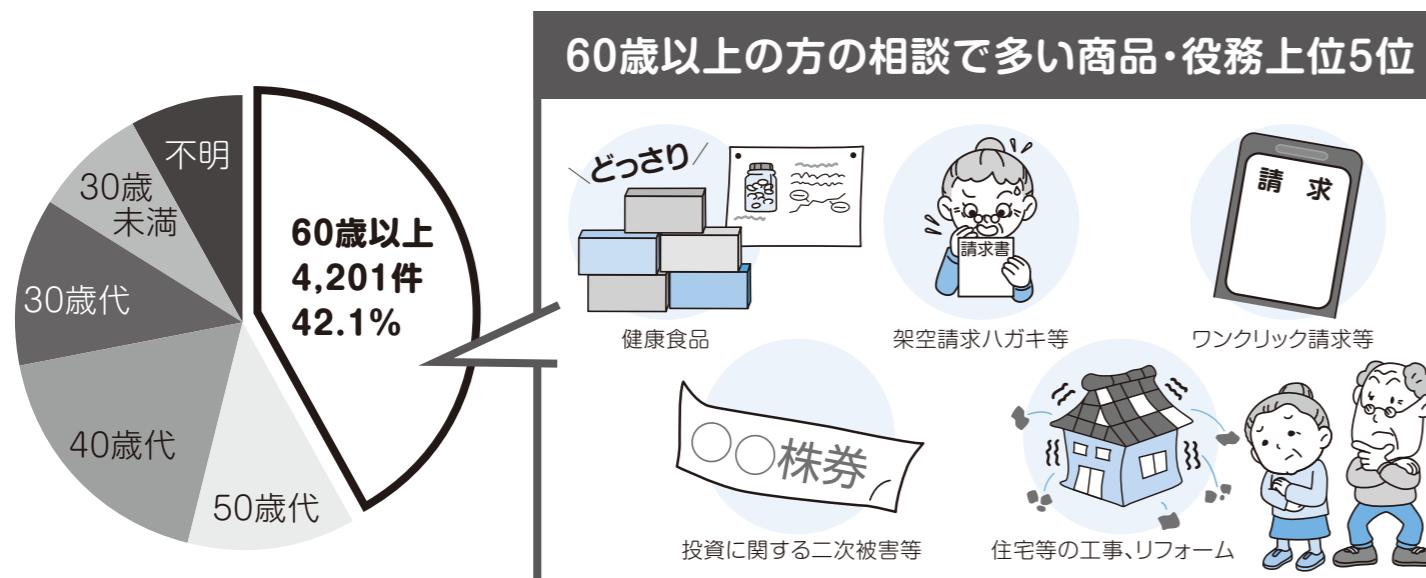
高齢者が狙われています

高齢者の消費者被害が後を絶ちません。

高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯だけでなく、子どもたちと同居していても、昼間は一人だけになってしまふ高齢者も狙われています。また、最近では、特殊詐欺の被害も高齢者を中心に多く発生しており、より一層注意が必要です。

このような被害から高齢者を守るには、ご家族、ご近所、地域の福祉関係者などが、直接声をかけたり、生活状況に気を配ることが大切です。

平成25年度に高齢者の方から寄せられた消費者トラブルの概要



高齢者の消費者被害を無くすためにも
地域全体で高齢者を見守りましょう。

高齢者を狙う悪質商法

複数の業者から次々と…

A社が設立する老人ホームの権利書の申込書類が届いた。その後、B社から電話があり、A社は有望な会社なので申し込みをしたいのだが、申込書類が届いた人しか申し込みができないので、代わりに申し込みをしてほしいと言われた。目的は何か。

アドバイス

- 購入を勧める事業者とは別の事業者が「権利を高く買い取る」などと話して消費者を勧誘し、契約をあおる劇場型と呼ばれる手口です。
- 相手の狙いは消費者からお金をだまし取ることです。消費者に利益を得させようなどとは思っていません。一度支払ってしまうと取り戻すことは非常に困難ですので、相手にせずにきっぱりと断りましょう。
- **親切心を利用**する、**将来の不安を煽る**など様々な手口が用いられます。一時の感情に流されず、冷静な判断を心がけましょう。



公的機関・大手企業の名前をかたり…

最近、大手金融機関の関連会社であるかのようなところから「大手IT関連業者が近くに福祉施設を作るので、株を買わないか。」という電話や、公的機関のような名称のところから「あなたの名前は国の省庁に届け出のある名簿に載っている。削除には金が必要だ。」という電話がかかってくるが、目的は何か。

アドバイス

- **公的機関**(国、消費生活センター等)や**大手企業**の名称、もしくはこれらと関連のありそうな名称を用いて消費者を信用させようとする手口です。
- 国などの公的機関をかたり、年金を停止・減額するなど脅して個人情報を聞き出そうとするケースも発生していますので、注意してください。



おかしいなと思ったらすぐに消費生活センターに相談しましょう。